

平成24年4月26日
防 衛 省

沖縄防衛局長の講話に係る調査報告書

1 今般の事案とその調査

本年1月31日の衆議院予算委員会の質疑において、質問者より、沖縄防衛局総務部総務課人事係が送付した2通の電子メールのコピーを示しつつ、沖縄防衛局において真部沖縄防衛局長（以下「真部局長」という。）が2月に実施予定の沖縄県宜野湾市長選挙に係る講話（以下「局長講話」という。）を行うなどしたことは選挙への不当な介入ではないかとの指摘があった。同日以降、衆議院予算委員会等において、本事案に係る質疑が行われ、2月3日には真部局長を参考人として同委員会の集中審議が実施された。これらの場においては、「局長講話」が真部局長の発意によるものか、「局長講話」を行っていたことや「局長講話」の内容が公職選挙法等の関係法令に抵触するのか、宜野湾市在住の職員及び親族が同市に選挙権を有する職員のリストを作成する必要性があったのか等が指摘された。

また、本質問を機に、防衛省として、事実関係の調査を開始するとともに、衆議院予算委員会理事会等に対し、累次にわたり説明を行ってきた。

防衛省としては、防衛大臣の指示に基づき、質疑が行われた1月31日即日、防衛本省より大臣官房秘書課長と地方協力局沖縄調整官ら計3名を沖縄防衛局に派遣し、2月1日以降は防衛本省の職員概ね3～6名を派遣することにより現地を中心に調査を実施した。「局長講話」の内容・経緯等については、真部局長、沖縄防衛局総務部長、総務部関係者、「局長講話」を聴講した職員全66名等からの聴取により調査を実施したほか、過去に沖縄防衛局において今回と類似の事例が行われたかどうかなどの事実関係を把握するため、真部局長の前回の任期期間（平成20年1月から平成23年8月）を含めた、国政選挙、首長選挙及び地方議会議員選挙における沖縄防衛局の対応状況について、沖縄防衛局の関係職員等から聴取するなど、これまで所要の調査を実施してきた。

また、防衛省として本事案に的確に対応するため、2月1日に防衛大臣を長とする防衛省業務適正化委員会を設置して、業務の遂行をより一層適正なものとするための調査及び施策の検討に全省的な体制で対応することとし、沖縄防衛局における調査状況を聴取するなどした。

本報告書は、これまでの調査で明らかになった内容を報告するために取りまとめたものである。

2 今般の事案に係る調査結果

(1) 宜野湾市長選挙に係る「局長講話」について

① 「局長講話」の発意及び準備指示

真部局長は、宜野湾市長選挙（2月5日告示、同12日投票）について、職員に話をしたいと自ら発意し、1月4日午前の局議終了後に総務部長に対して準備を指示した。真部局長によれば、この時点での目的意識は、なるべく多くの方に選挙に行ってもらいたかったからであり、また、従来発出している選挙に関しての職員の綱紀の粛正に関する防衛大臣通達及び人事教育局長通知の考え方に沿って、公務員としてのあるべき対応、振る舞い方、心構えをきちんと伝えたかったからということであった。なお、真部局長は、このように発意するに際して、本省や外部からの指示や示唆はなかったと明確に否定しており、また、そのような形跡も確認されていない。

真部局長から総務部長に対して具体的な趣旨の説明や細かい指示はなく、聴講者の範囲についても示されなかった。総務部長としては、まずは場所と聴講者を確保することだと考え、総務部総務課人事担当課長補佐に準備を指示した。人事担当課長補佐は、同課人事係長と調査の方法を検討した上で、宜野湾市に在住する職員に加えて、選挙権を有する親族が宜野湾市にいる職員を対象とすることとし、そうした職員を調査するための様式案を作成して、総務部総務課長及び総務部長の確認を受けた。

真部局長からの指示がない中で、選挙権を有する親族が宜野湾市にいる職員も対象とされたことについては、総務部の関係者の説明を踏まえれば、人事担当課長補佐と人事係長が調査の方法を検討する際、後述する名護市議会議員選挙の際に親族が名護市に在住する職員も対象としたとの前例にならって決められたものであり、総務課長及び総務部長は、人事担当課長補佐からの説明を受けて、深く考えることなく了承したものであった。

もっとも、選挙権を有する親族が宜野湾市にいる職員も対象とするとの判断がこのように安易になされたのは、聴講対象者についての問題意識が総務部長及び総務課長に欠けていただけでなく、そもそも「局長講話」の発意者である真部局長から明確な指示がなされなかったことにも起因する。

② 宜野湾市に選挙権を有する親族がいる職員の調査依頼

1月4日午後3時9分、人事係長は、沖縄防衛局の各部等庶務担当に対し、宜野湾市に選挙権を有する親族がいる職員の調査を依頼する「【㍻1/6(金)】調査依頼について」との件名の電子メールを送信した(別添1)。同メールには、調査の目的は記されておらず、「人事係においては、宜野湾市に在住する職員については、把握しているところではありますが、職員の親族等が宜野湾市に在住しているか否かについては把握していないことから、」 「当局職員の宜野湾市に

選挙権を有する親族（家族、いとこ、親戚）がいる者の状況について」調査を依頼する旨記されていた。同メールには、別添に記入例が示されており、そこでは、宜野湾市に該当する親族がいる場合には、「親族等」欄に「家族」、「いとこ」、「親戚」といった区分ごとに人数を記載するように示されていた。

調査において親族の人数まで記載させたことについて、人事担当課長補佐及び人事係長は、上司から聞かれるかも知れないと考えて調査の様式案に入れたものであったと説明している。事前に総務課長及び総務部長の確認を得た際、両者からそのことに疑問を呈するような指摘はなされなかった。このため、人事担当課長補佐は、了承を得たものと理解した。

人事係からの調査依頼を受けた各部等庶務担当は、各課室庶務担当を通じて電子メールや口頭で職員に確認を行った。人事係からは、電話で、調査は大まかでよいとの補足がなされたほかは、調査の趣旨・目的についての説明はなかった。人事係によれば、調査に当たって1～2件の質問があり、その際には、真部局長が宜野湾市長選挙に関して職員に講話をしたいとのことで、そのための調査を行っているとは回答した。しかし、調査依頼を受けた各課室庶務担当の多くの者は、人事係からの単純な作業依頼と考え、特段の問い合わせもせず、淡々と作業を行ったとしている。とりまとめを担当した庶務担当は、職員から回答があった内容を取りまとめ、該当者がいる場合は、人事係から示された記入例に従い、親族の区分ごとの人数を表中に記入し、電子メールに添付して回答した。人事係の記入例の「家族」、「いとこ」、「親戚」といった区分について、明確な基準は示されておらず、職員のまちまちな考えで回答していた。なお、各部課室等が調査するに際し、親族の氏名や住所を調査した例やそれらを記載した資料は確認されていない。

人事係は、各部等庶務担当からの返答を受けて、「局長講話」の聴講対象者数を把握して上司に報告する目的で、1月10日に調査結果をリストにとりまとめた。同リストに記載された職員は80名であり、そのうち宜野湾市在住の職員は43名であった。親族がいる職員については、「家族」、「いとこ」、「親戚」などの区分と人数も記載されていた（リストの内容は別添2）。同リストは、人事担当課長補佐、人事係長など計5名の総務課員がデータで共有するとともに、真部局長、沖縄防衛局次長、総務部長及び総務課長に紙媒体で配付された。また、総務課長は、沖縄防衛局企画部長から「局長講話」について問い合わせがあった際に、同リストを紙媒体で手交した。この結果、10名の職員が同リストを保有することになった。なお、そのうち企画部長は、手交された翌日に同リストを破棄した。その他の者は、そのままリストを保有していたが、「局長講話」の聴講対象者の名簿を作成する以外の目的で使用された事実は確認できなかった。

真部局長は、同リストの配付を受けた時点で初めて、「局長講話」の対象者に選挙権を有する親族が宜野湾市にいる職員が含まれていることやその親族の数を調査していたことを了知した。真部局長としては、当初は宜野湾市に選挙権を有する親族がいる職員を対象とすることは念頭になかったが、そうした職員は、選挙に当たって親族と接する機会があるだろうから、宜野湾市に在住する職員と同様の教育を行った方がよいのではないかとの考えに至ったとのことである。宜野湾市に選挙権を有する親族がいる職員を対象とすることは、真部局長の当初の指示では示されていなかったとしても、この時点で追認されたものであり、結果として真部局長の了承の下行われたものと評価せざるを得ない。

1月18日午後4時30分、人事係長から各部等庶務担当に対し、「局長講話」の案内を電子メールで送信した。同メールの別添として、上記のリストに基づいて作成された聴講対象者80名とそれぞれの聴講する説明会日時が記載された名簿が添付されていた（別添3）。

なお、調査依頼から「局長講話」の案内までの間に人事係と各部等庶務担当でやりとりした電子メールの添付資料や関係者が共有したリストには個人情報が含まれていたが、訓令等に定められた手続が適切に行われていなかった。

③ 「局長講話」の実施

1月23日及び24日の2回、沖縄防衛局4階講堂において「局長講話」が実施され、2回で合計66名の職員が参加した。関係者や聴講者の話を総合すると、「局長講話」の時間は、それぞれ10分程度であったとみられる。

23日の「局長講話」は、午後4時から行われ、参加者は、34名であった。また、24日は、午前10時から行われ、参加者は、32名であった。なお、このほかに、総務部長及び人事係長が23日及び24日、総務課長及び人事担当課長補佐が23日の「局長講話」に同席し、聴講した。

真部局長は、「局長講話」に際してメモやレジュメは準備していなかったとしており、当日配付された資料もなかった。

なお、総務部長は、真部局長からの依頼を受け、1月16日、「宜野湾市長選挙に当たっての職員への協力依頼」と題する資料を真部局長に提出していた（別添4）。この資料では、国政選挙等において服務規律の確保について発せられている通達の内容などを記載した上で、「選挙の話題のひとつと予想される「安全保障政策・基地問題」について、機会があれば親戚縁者等に政府、当局のスタンス等を説明し、理解を図るとともに当局業務の円滑な遂行の理解を求める」、「親戚縁者が各立候補予定者の主張及び職員による当局業務に関する説明を聞きつつ投票の材料とすることは何ら問題はないものとする」とも記述されていた。真部局長は、この資料を配付するとか、読み上げ原稿として使うのでは

なく、「局長講話」の内容が法令的に間違いがないかをネガチェックをするために作成依頼したものであると述べている。これまでの調査によれば、「局長講話」において、この資料は配付されておらず、また、この資料がレジュメとして用いられて、このまま発言された事実も認められなかった。

「局長講話」が適正なものであったかどうかを判断する上で最も重要なのは、実際に発言されたその内容である。「局長講話」の記録は作成されておらず、このため、その内容の全てを正確に再現することは困難ではあるものの、真部局長の記憶に基づいて講話要旨を作成し、講話聴講者に確認した内容を反映したものが別添5であり、その概要は以下のとおりである。

- 2月12日に宜野湾市長選が予定されていること。報道等によると、伊波洋一元宜野湾市長と佐喜眞淳県議が立候補する予定であり、基地問題について、伊波氏は、「県内移設反対、早期閉鎖・返還」を主張し、佐喜眞氏は、「現状固定化を断固阻止し、一日も早い危険性の除去と返還・跡地利用計画を強力に推進」するとしており、双方ともに、「県外移設」を主張していること。
- 宜野湾市は、普天間飛行場が所在しており、普天間飛行場問題の原点とも言うべき市であり、この問題は、15年間以上にわたって日米両政府が取り組んできた重要課題であること。
- このような中で、宜野湾市の市長選は、普天間飛行場を抱える自治体の直近の民意が示される場として注目される重要な選挙と考えられること。
- 公務員は、国民の権利である選挙権の行使、すなわち投票に積極的であるべきであり、棄権を避け、投票所に足を運ぶようにしてほしいこと。また、機会があれば親戚にも投票所に行くように話してほしいこと。
- 選挙に際しては、政治的中立性の確保が要求され、自衛隊法等の関係法令に違反したり、違反していると思われるよう留意し、親戚と接する際にも気をつけてほしいこと。

こうした個々の内容の当否とは別に、「局長講話」全体を通して聞けば、一方の立候補予定者への投票を促したり示唆するものだったのではないかと、との指摘も国会審議等でなされたことから、「局長講話」の聴講者全66名の職員に対して、どちらかの立候補予定者への投票を示唆していると感じたかを調査したところ、特定の立候補予定者への投票を促すような発言はなかったとの点では一致しており、ほとんどの者は、どちらかの立候補予定者への投票を示唆していると感じなかったと述べている。他方、自分の考えと混じり合ったかもしれないが、個人的な受け取り方として一方の立候補予定者の方がふさわしいと感じたとする者や、一部の職員のみを集めて「局長講話」を行った時点で疑問を持ってしまったとする者なども5名いた。

これは、「局長講話」が、一部の職員のみを集めて行うなど配慮に欠ける点が

あったことにも原因があるのではないかと考えられる。そもそも、局長が選挙に関して職員に話をするのであれば、疑念や不審を抱かれないような、細心の注意が求められるが、「局長講話」においては、その点において十分でなかった。

(2) 過去の類似の事例について

今般の真部局長が行った「局長講話」に関する調査の結果、過去の選挙の際にも沖縄防衛局において類似の事例があったことが明らかになったためこれらの事実関係の調査を行った。調査では、真部局長を含む歴代沖縄防衛局長（又は那覇防衛施設局長）経験者で防衛省現職の者からの聴取、及び沖縄防衛局に現在所属する（休職者などを除く）全職員等からの聴取等により類似の事例を調べた結果、真部局長在任期間中の平成22年の旧盆（8月22日から24日）の直前（名護市議会議員選挙は9月12日に実施）に一度、真部局長から説明を行ったことが明らかとなった。他方、調査した限りにおいて、他に類似の事例は確認されなかった。

平成22年8月に真部局長が職員に対して行った説明の事実関係については、過去の事例であり、また、説明内容の記録は作成されておらず、配付資料も確認できなかったため、把握が困難な面もあるが、真部局長を含む関係する職員からの聴取等を行ったところ、現時点で確認されている事実関係は以下のとおりである。

- 平成22年の旧盆の直前（日時は特定できず）に、沖縄防衛局内にて、真部局長から説明を実施。
- 説明前の経緯としては、真部局長と沖縄防衛局企画部地方調整課基地対策室長との間において、名護市議会議員選挙が9月に予定されており、名護市に里帰りする職員が帰省する際、普天間飛行場移設問題が話題になることが予想されるため、職員に同問題の経緯等を説明した方がよいと合意。爾後、総務課長が、名護市出身職員に加え名護市に親戚がいる職員を説明対象者として特定し、対象職員数を記載した資料を作成。その資料は総務課長のパソコンに保存されており、一部の対象職員については、親戚の人数・続柄が記載（その内容は別添6）。総務課長は、資料を見せることなく真部局長に対象職員数のみを報告。
- 説明内容については、真部局長によると、同問題の経緯について説明したとのこと。説明出席者の聴取内容を総合すると、同問題について聞かれた時に答えられるようにしてほしい、といった内容とのこと。また、選挙との関係について、説明出席者の聴取内容を総合すると、公務員としての中立性・公正性の話や、棄権することなく選挙に行くようにとの話があったが、特定の立候補予定者に関係した話はなかった、といった内容とのこと。

3 評価

(1) 自衛隊法・公職選挙法との関係

自衛隊法第61条（政治的行為の制限）は、自衛隊員は、政治的目的のために政治的行為をしてはならないことを規定している。また、公職選挙法第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）は、公務員はその地位を利用して選挙運動をすることができないことを規定している。

国政選挙や統一地方選挙において、服務規律の確保の観点から、職員に対して、政治的中立性を保つよう注意を喚起したり、投票を呼びかけたりすることは、これらの法令との関係で特段問題が生じるものではない。

本年1月に真部局長が行った「局長講話」の内容は、公務員として選挙権を行使すべきであり棄権すべきではないことや公務員として中立性・公正性に疑いをもたれないことなどを述べたものであると認められるが、これまでの調査の限りにおいては、「局長講話」の内容に上記法令に違反する事実は確認できなかった。

ただし、「局長講話」において、親族が宜野湾市に在住する職員までも調査して対象としたことや、個人的な受け取り方として一方の立候補予定者の方がふさわしいと感じたとする者や一部の職員のみを集めて「局長講話」を行った時点で疑問を持ってしまったとする者もいたことは、結果として服務規律の確保の範囲を超えているのではないかとの誤解や批判を受けかねないものであり、真部局長の地方防衛局の局長という立場に鑑みれば、職務上の注意を欠くものであった。

なお、平成22年8月に真部局長が行った説明についても、同様に法令違反の事実は確認できないが、説明対象に親戚が名護市に在住する職員を含めていた点で、職務上の注意を欠くものであったと認められる。

(2) 行政機関個人情報保護法第3条との関係

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第3条（個人情報の保有の制限等）第1項は、行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならないことを、同条第2項は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないことを規定している。

これまでの調査の限りにおいては、「局長講話」は、(1)で述べたとおり公務員として選挙権を行使することや中立性・公正性を保つことを目的としており、「局長講話」を受講させる必要がある職員を把握するために、対象となる職員のリストを作成したものであり、これは、職員に対して服務規律を確保させ

るための講話を行うという業務の遂行のために必要なものであったと評価される。

親族が宜野湾市に在住する職員を対象としたことについては、真部局長は、有権者が親族にいる場合には、親族である有権者と接する機会もあることから、そのような職員にも有権者である職員と同様の教育を行った方がよいとの判断である旨を述べており、この点は職員に対して服務規律を確保させるための講話を行うという業務の遂行のために必要がないとまでは言えないものであったと評価される。

他方で、当該リストのうち親族が宜野湾市に在住する職員に関する部分には、その親族の続柄及び人数が記載されており、この部分については、職員に対して服務規律を確保させるための講話を行うという目的の達成に必要な範囲を超えたものと評価せざるを得ない。

また、当該リストの作成過程において個人情報取扱いに関する職員の意識が低く、訓令等に定められた手続が適切に行われていないことも認められ、真部局長は、保有個人情報の管理に係る事務を総括管理する立場にありながら、その管理が不十分であったと認められる。

なお、平成22年8月に真部局長が行った説明に際しても、対象職員の親戚の続柄及び人数を含む資料が作成されており、当該資料は作成者以外には配付されていないものの、この点で同法第3条第2項にいう利用目的の達成に必要な範囲を超えたものと評価せざるを得ない。

4 再発防止策

(1) 防衛大臣通達による一層の中立性・公正性の確保

真部局長が行った講話及び説明は、自衛隊法等の関係法令に抵触するものではなく、職員の服務規律の確保について一層の徹底を図ることを目的としたものであったが、上記3で述べたとおり、今般の真部局長が行った講話及び説明に係る一連の行為は、沖縄県民をはじめとする国民からの誤解や批判を受けかねないものであった。

これを踏まえ、選挙に関しての職員の綱紀の肅正について、より一層の徹底を図るため、今般の真部局長が行った講話及び説明の事案を踏まえ、誤解や批判を招かないように、現行の防衛大臣通達や人事教育局長通知に代えて、選挙に当たっての職員の服務規律の確保に関する防衛大臣通達を新たに発出することとする。

(2) 個人情報保護関連

今般の事案において、当該リストの作成過程において個人情報の取扱いに関

する職員の意識が低く、訓令等に定められた手続が適切に行われていないことが認められた。

これを踏まえ、こうした点を是正する観点から、防衛省の保有する個人情報の適切な取扱いに関する防衛大臣通達の発出や個人情報保護ハンドブック（仮称）の作成配布を行う。

また、沖縄防衛局に対しては、大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室が教育及び点検を行う。さらに、沖縄防衛局において、今般の事案を踏まえた個人情報保護に係る研修等を行う。その際、地方防衛局の業務の特性に即した研修内容にするよう工夫し、さらにその効果を確認するよう努める必要がある。

添 付 資 料

別添 1 : 24年1月4日メール「【×1/6 (金)】調査依頼について」

別添 2 : 「宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族等調査 (24. 1. 10現在)」
内容

別添 3 : 24年1月18日メール「【お知らせ】宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族がいる職員に対する局長講話」

別添 4 : 「宜野湾市長選挙に当たっての職員への協力依頼」

別添 5 : 沖縄防衛局長講話要旨

別添 6 : 「22年8月総務部総務課長 (当時) が作成した資料」の内容

宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族等調査(24. 1. 6現在)

番号	氏名	官職	所属役職	本人	親族等
例	防衛太郎	事	〇〇〇部〇〇〇課〇〇係長	1	家族2
例	防衛花子	技	〇〇〇部〇〇〇課〇〇係長		いとこ4、親戚2

(以下略)

「宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族等調査(24. 1. 10現在)」内容

氏名	官職	所属役職	職員	親族等
			本人1	家族1、親戚2
			本人1	家族1
			本人1	家族1、親戚4
			本人1	親戚2
			本人1	家族3、いとこ1、親戚15
			本人1	家族1
			本人1	家族4、親戚3
			本人1	家族1
			本人1	家族2
			本人1	家族2、親戚4、いとこ10
			本人1	家族1、親戚2
			本人1	家族1
			本人1	家族1、親戚16
			本人1	家族1
			本人1	親戚3
			本人1	家族1
			本人1	家族1
			本人1	家族4
			本人1	家族1
			本人1	家族2
			本人1	家族1、親戚2
			本人1	家族2
			本人1	家族1
			本人1	家族2
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	

氏名	官職	所属役職	職員	親族等
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
			本人1	
				親戚2
				家族2、親戚2
				いとこ1、親戚1
				家族4、親戚4
				親戚9
				親戚4
				家族2、親戚5
				親戚2
				親戚1
				親戚2
				親戚2
				いとこ2
				いとこ1、親戚20
				家族2、いとこ4、親戚10

氏名	官職	所属役職	職員	親族等
				親戚3
				親戚4
				親族3
				親戚4
				親戚4
				親族4
				家族2, 親戚1
				家族2、親戚2
				親戚2
				家族1
				いとこ4
				親戚4
				いとこ10、姉妹4、親戚20
				親戚7
				いとこ4
				親戚1
				いとこ2、親戚2
				弟家族3
				いとこ3、親戚2
				親戚3
				親戚5
				妹夫婦2
				親戚4

43

293

336

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2012年1月18日水曜日 16:30
宛先: [REDACTED]
CC: [REDACTED]
件名: 【お知らせ】宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族がいる職員に対する局長講話
添付ファイル: 聴講者一覧.xdw

各部等庶務担当者 殿

お疲れ様です。
先般、宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族がいる職員の調査を実施したところですが、その対象者に下記の日程で局長からの講話を実施しますので、指定された日に必ず聴講するよう、別添「聴講者リスト」の職員に通知願います。(指定された日が都合がつかない場合は変更可)

【日時】

- 1月23日(月) 16時～(別添の指定された者)
- 1月24日(木) 10時～(別添の指定された者)

【聴講対象者】

- 別添参照

【講話者】

- 局長

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

沖縄防衛局 総務部
総務課 人事係

TEL : 098-921-8131 (内線 110)
FAX : 098-921-8165

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族等がいる職員に対する局長講話日程

番号	氏名	官職	所属役職	説明会日時
1				1月23日(月)16:00~
2				1月24日(火)10:00~
3				1月23日(月)16:00~
4				1月24日(火)10:00~
5				1月23日(月)16:00~
6				1月24日(火)10:00~
7				1月23日(月)16:00~
8				1月24日(火)10:00~
9				1月23日(月)16:00~
10				1月24日(火)10:00~
11				1月23日(月)16:00~
12				1月24日(火)10:00~
13				1月23日(月)16:00~
14				1月24日(火)10:00~
15				1月23日(月)16:00~
16				1月24日(火)10:00~
17				1月23日(月)16:00~
18				1月24日(火)10:00~
19				1月23日(月)16:00~
20				1月24日(火)10:00~
21				1月23日(月)16:00~
22				1月24日(火)10:00~
23				1月23日(月)16:00~
24				1月24日(火)10:00~
25				1月23日(月)16:00~
26				1月24日(火)10:00~
27				1月23日(月)16:00~
28				1月24日(火)10:00~

宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族等がいる職員に対する局長講話日程

番号	氏名	官職	所属役職	説明会日時
29				1月23日(月)16:00~
30				1月24日(火)10:00~
31				1月23日(月)16:00~
32				1月24日(火)10:00~
33				1月23日(月)16:00~
34				1月24日(火)10:00~
35				1月23日(月)16:00~
36				1月24日(火)10:00~
37				1月23日(月)16:00~
38				1月24日(火)10:00~
39				1月23日(月)16:00~
40				1月24日(火)10:00~
41				1月23日(月)16:00~
42				1月24日(火)10:00~
43				1月23日(月)16:00~
44				1月24日(火)10:00~
45				1月23日(月)16:00~
46				1月24日(火)10:00~
47				1月23日(月)16:00~
48				1月24日(火)10:00~
49				1月23日(月)16:00~
50				1月24日(火)10:00~
51				1月23日(月)16:00~
52				1月24日(火)10:00~
53				1月23日(月)16:00~
54				1月24日(火)10:00~
55				1月23日(月)16:00~
56				1月24日(火)10:00~

宜野湾市在住職員及び選挙権を有する親族等がいる職員に対する局長講話日程

番号	氏名	官職	所属役職	説明会日時
57				1月23日(月)16:00~
58				1月24日(火)10:00~
59				1月23日(月)16:00~
60				1月24日(火)10:00~
61				1月23日(月)16:00~
62				1月24日(火)10:00~
63				1月23日(月)16:00~
64				1月24日(火)10:00~
65				1月23日(月)16:00~
66				1月24日(火)10:00~
67				1月23日(月)16:00~
68				1月24日(火)10:00~
69				1月23日(月)16:00~
70				1月24日(火)10:00~
71				1月23日(月)16:00~
72				1月24日(火)10:00~
73				1月23日(月)16:00~
74				1月24日(火)10:00~
75				1月23日(月)16:00~
76				1月24日(火)10:00~
77				1月23日(月)16:00~
78				1月24日(火)10:00~
79				1月23日(月)16:00~
80				1月24日(火)10:00~

宜野湾市長選挙に当たっての職員への協力依頼

- 本年2月12日（日）、宜野湾市長選挙が予定。
- 当該選挙については、「安全保障政策・基地問題」が話題のひとつと考えられる。
- 選挙権の行使（投票行為）は、国民の権利であり積極的に行使することが望まれる。
- 国政選挙等においては事務次官から「服務規律の確保」について、通達が発せられているところ

【選挙に関する基本的態度について】

- ① 職員は「中立・公正」な態度を旨として対応する。
- ② 隊員に対しては、個人の資格での積極的な選挙権の行使を助長する。
- ③ 「公務員の地位利用」とならないよう留意。

公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく、その政治的中立性を確保が必要

職員は自衛隊法、国家公務員法及び公職選挙法等に違反して責任を問われ、あるいはこれらの法律に違反しているかのような疑惑を招くことのないよう留意。

★制限される行為として

職名・職権等の公私の影響力利用
 公職の選挙での投票勧誘運動
 賦課金・寄付等の集金
 特定政党の支持・反対
 公職の選挙での特定候補者の支持・反対
 特定の内閣の支持・反対
 政治的目的を有する文書の発行・配布
 政党の構成員となるよう勧誘
 多数人の前で政治的目的を有する意見を述べること

以上を踏まえ、選挙の話題のひとつと予想される「安全保障政策・基地問題」について、機会があれば親戚縁者等に政府、当局のスタンス等を説明し、

理解を図るとともに当局業務の円滑な遂行の理解を求める。

なお、親戚縁者が各立候補予定者の主張及び職員による当局業務に関する説明を聞きつつ投票の材料とすることは何ら問題はないものとする。

但し、これは業務命令ではないことを申し添える。

以 上

沖縄防衛局長講話要旨

本日、忙しい業務を抱えている中、お集まりいただき、ありがとうございます。時間も限られているので、なるべく簡潔にお話したいと思います。

ご存じかもしれませんが、来る2月12日に、宜野湾市長選挙が予定されています。まだ確定していませんが、2人の候補が立候補する予定です。報道等によると、伊波洋一元宜野湾市長と佐喜眞淳県議です。基地問題については、伊波氏は、「県内移設反対、早期閉鎖・返還」を主張しています。佐喜眞氏は、「現状固定化を断固阻止し、一日も早い危険性の除去と返還・跡地利用計画を強力に推進」するとしています。双方ともに「県外移設」を主張しています。

宜野湾市は、普天間飛行場が所在しており、普天間飛行場問題の原点とも言うべき市であります。平成8年に橋本・モンデール会談で合意されて以来、この問題は、15年間以上にわたって日米両政府が取り組んできた重要課題です。日米合意上も、大きくは、平成8年のSACO最終報告から平成18年の米軍再編ロードマップに引き継がれています。この間、様々な移設案が検討され、最終的に辺野古のV字案が決定されました。その後、平成21年には政権交代があり、従来の移設案である辺野古のV字案が白紙的に再検討されました。この再検討過程を経て、一昨年5月に辺野古が移設先であることが改めて日米合意となり、昨年6月には「2+2」で、仕様の変更を伴ってはありますが、代替施設の形状についてV字案で合意されました。一方、この再検討過程を機に、この問題に対する沖縄県民の見方は厳しさを増し、現在では、辺野古案を始め県内移設に反対する声が一般的になっています。これに対して、政府は、その必要性をパンフレットなどを使って積極的に県や市町村、各種団体などに説明するとともに、訓練移転の拡充など一層の基地負担の軽減に取り組むことなどによって、県民の理解を得ようと努力しているところです。

このような中で、宜野湾市の市長選は、普天間飛行場を抱える自治体の直近の民意が示される場として注目される重要な選挙と考えられます。

皆さんは、自らが有権者であるか又は有権者を親族にお持ちの公務員です。公務員は、国民の権利である選挙権の行使、すなわち投票に積極的であるべきであります。私は職員に、「特定の候補者に投票しなさい」と言える立場ではありません。来るべき選挙には棄権を避け、期日前投票を含め、是非投票所に足を運ぶようにしていただきたい。機会があれば親戚の方々にも投票所に行くようにお話していただきたい。一方、公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではありません。選挙に際しては、政治的中立性の確保が要求されます。自衛隊法等の関係法令に違反したり、違反していると思われぬよう留意をお願いしたい。親戚の方々とは接する際にも気をつけていただきたい。

以上、まとまりのない話で申し訳ありませんが、宜しくお願いします。

「22年8月総務部総務課長（当時）が作成した資料」の内容

【総務部関係】

出身者	両親、兄弟、親戚等居住	人数
[Redacted]	両親、兄弟、親戚	100
	両親、兄弟、親戚	20
	息子夫婦(嫁は市出身)、嫁の両親等	7
	叔母	1
	祖母、叔父	2
なし	なし	0
なし	なし	0
なし	なし	0

5名

【事務所関係】

出身者	両親、兄弟、親戚等居住人数	
[Redacted]	息子夫婦(嫁は市出身)、嫁の両親等	5
	息子	1

2名

注：()書は、市出身ではないが兄弟等が居住

○総務部	5名
○企画部	12名
○調達部	4名
○管理部	0名
○労務	1名
○事務所	2名
計	24名